

新型インフルエンザ等対策行動計画（令和 8 年 4 月）中間のまとめについて

1 策定の経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」という。）により、市町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定する必要がある。

令和 6 年 6 月には政府行動計画、令和 7 年 5 月には東京都行動計画がそれぞれ改定されており、市町村行動計画は令和 8 年 7 月までを目途に改定することとされている。

本市においては、令和 7 年 6 月に新型インフルエンザ等対策行動計画策定本部会議を設置し、同会議をこれまで 2 回開催したほか、特措法に定める有識者からの意見聴取として、三師会及び東京都多摩府中保健所から意見聴取を行い、計画策定作業を進めてきた。

このたび、中間のまとめを作成したため、パブリックコメントを実施する。

2 内容

「武藏野市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和 8 年 4 月）中間のまとめ」及び「武藏野市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和 8 年 4 月）中間のまとめ 概要版」のとおり

3 意見募集（パブリックコメント）の実施期間

令和 7 年 12 月 12 日（金曜日）から令和 8 年 1 月 9 日（金曜日）まで

4 今後の予定

時期	内容
令和 7 年 12 月 12 日 ～令和 8 年 1 月 9 日	パブリックコメントの実施
令和 8 年 2 月	第 3 回新型インフルエンザ等対策行動計画策定本部会議の開催
令和 8 年 4 月	計画策定、東京都へ報告